

協働のまちづくり 人材登録者募集!

下野市では、令和2年3月31日に、
『協働のまちづくり人材バンク』を設置しました



登録方法

(1) ①～③すべての条件に 該当するかご確認ください

- ① 年齢が18歳以上であること
- ② 登録の目的が、政治目的・宗教目的・営利目的ではない
- ③ 次のいずれかの分野に関心があり、専門的知識や技能等を有すること
 - 法律・行政
 - 男女共同参画
 - 人権
 - 交通・防災
 - 社会福祉
 - まちづくり・市民活動
 - 国際交流
 - 保健・医療
 - 障がい福祉
 - 高齢者福祉
 - 生活・環境
 - 農業
 - 商工業・労働
 - 観光
 - 都市整備
 - 教育
 - 子育て(育児)
 - 文化・芸術
 - スポーツ



人材バンクの活用

- (1) 市における各種審議会・委員会等の学識経験者を必要とするとき
- (2) 市主催のセミナー等講師が必要なとき
- (3) 市民活動団体等が自主的な学習において講師を必要とするとき

※ バンクに登録いただいた方へお声かけさせていただきます。

※ 登録した個人情報は、下野市個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理いたします。

こんな方の登録をお待ちしています！

- 例1 大学において准教授以上を経験
- 例2 一部上場企業で部長職以上を経験
- 例3 弁護士、公認会計士など希少な国家資格をお持ちの方
- 例4 国、地方自治体で課長職以上を経験

自薦・他薦^(注)は問いません。
貴重な知識や経験等を市政に活かしてみませんか！

(注) 他薦の場合は、ご本人の承諾を得たうえでご推薦ください

(2) 申請書に必要事項を記入し提出

市役所市民協働推進課の窓口へ提出
登録が完了後、ご本人あて通知

■ 問合せ先 ■ 下野市市役所 総合政策部 市民協働推進課
電話 0285-32-8887
電子メール shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp

下野市協働のまちづくり人材バンクQ&A

Q1 どんな人が登録できますか？

A1 18歳以上で、登録の目的が、政治目的・宗教目的・営利目的ではない方。さらに、指定する分野において関心があり専門知識または技能を持っている方です。（募集チラシ参照）



Q2 登録するとどんな活動をしますか？

A2 市が設置するさまざまな市政に関する審議会や委員会の委員として出席いただくほか、市主催の講演会や市民活動団体主催の学習会において、講師をお願いすることがあります。

Q3 登録していても、希望しない事業や都合が合わない場合などは、断ることができますか？

A3 もちろんできます。その時の状況や分野などにより、希望しない場合はお断りいただいても問題ありません。内容を確認めたうえで、ご協力をお願いします。

Q4 登録の期間は決まっていますか？

A4 最大3年間ですが、継続して登録できます。3年を区切りに、登録更新の確認をいたします。（登録年度ごとに確認をいたしますので、登録から3年に満たない場合でも確認をすることがあります。）

Q5 登録をしたいけど、どのような手続きが必要ですか？

A5 「下野市協働のまちづくり人材バンク登録（変更）申請書」に必要事項をご記入いただいて、下野市役所2階 市民協働推進課窓口までへお持ちください。登録が完了しましたら、登録者へ通知いたします。



問合せ先

下野市総合政策部市民協働推進課

電話：0285-32-8887